

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」 に係る平成31年度概算要求の概要

厚生労働省 障害保健福祉部 精神・障害保健課
地域精神医療係長 瀬戸 裕之

各自治体における精神障害に係る障害福祉計画の実現に向けた 具体的な取組

協議の場など 地域包括ケアシステムの構築全体に資する取組

- 第5期障害福祉計画における目標である協議の場の設置に係る進捗状況について、定期的に公表（2回/年）
- 地域包括ケアシステムの構築に関する評価指標の検討、担当者会議等による定期的な進捗管理
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」においてわかりやすい「手引き」を作成し周知

医療

【入院患者の地域移行促進】

- 早期の地域移行・地域定着に資する医療機関の好取組の収集・周知
- 長期入院精神障害者の効果的な地域移行支援プログラムの提示

【精神障害者を地域で支える医療】

- 平成30年度診療報酬改定
 - ・地域移行・地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療の評価
- アウトリーチ支援の充実、効果的な支援のあり方の検討
- 効果的な精神科デイケアの機能の整理
- 精神科救急医療体制整備

障害福祉・介護

○平成30年度障害福祉サービス等報酬改定

- ・障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援
- ・精神障害者の地域移行の推進
- 精神障害者の地域移行を支援する事業者の育成等
- 介護支援専門員等の効果的な研修等の検討

住まい

- 自治体における好事例の収集・周知
- 自立生活援助サービスの創設（平成30年度～）
- 国土交通省との連携による精神障害者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、入居支援
- 長期入院精神障害者のグループホームでの支援に対する評価新設

社会参加（就労）・ 地域の助け合い・**教育（普及・啓発）**

【社会参加（就労）】

- 精神科医療機関とハローワークの連携による就労支援
- 就労移行支援等の効果的な支援事例収集・ノウハウの共有
- ピアサポーターとしての活躍の機会の確保

【**教育（普及・啓発）**】

○**当事者等と連携した普及・啓発**

- ・ツール作成
- ・**シンポジウム等の開催**
- ・精神障害者地域生活サポーター（仮称）の養成

教育（普及啓発）

教育（普及啓発）の現状・課題

- 精神障害者が地域で安心して暮らしていけるようにするためには、地域住民の精神障害者への理解が不可欠であるが、現在、精神障害者への理解は中々進んでおらず、根強い偏見も見られる。
- 当事者や家族との協働により、わかりやすく波及効果のある普及・啓発を実施し、ノーマライゼーションの理念を浸透させていくことが必要。

今後の具体的な取組

- 当事者や家族等と連携した精神障害者の理解促進に向けた効果的な普及・啓発の推進
 - ・ 普及啓発ツールの作成
 - ・ 精神障害者地域生活サポーター（仮称）の養成
 - ・ シンポジウムやフォーラム等の開催 等

平成31年度 概算要求内容

【構築推進事業（地域生活支援促進事業）】

＜事業メニューの追加＞

○普及啓発に係る事業(新規)

各地域でのシンポジウムの開催等の普及啓発事業の実施により、精神障害者に対する地域住民の理解を深める。

【構築支援事業】

○精神障害者に対する理解を深めるためのシンポジウムの開催

第90回障害者部会(30.6.27)報告資料における「教育(普及・啓発)」に係る取組の一環として、アドバイザー、事業所関係者、行政担当者、当事者による精神障害者に対する理解を深めることを目的とする。

○アドバイザー(広域・密着)を対象とする研修会の開催

全アドバイザーが地域包括ケアシステムの理念、それぞれのこれまでの実践経験や知見(手法等)を共有することにより、アドバイザーの更なるスキルアップを目指すことを目的とする。

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

平成30年度予算：515,642千円

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

平成30年度予算：39,405千円

※地域生活支援事業、社会福祉施設等施設整備費計上分除く

①…障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

②…◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。

◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

◆関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

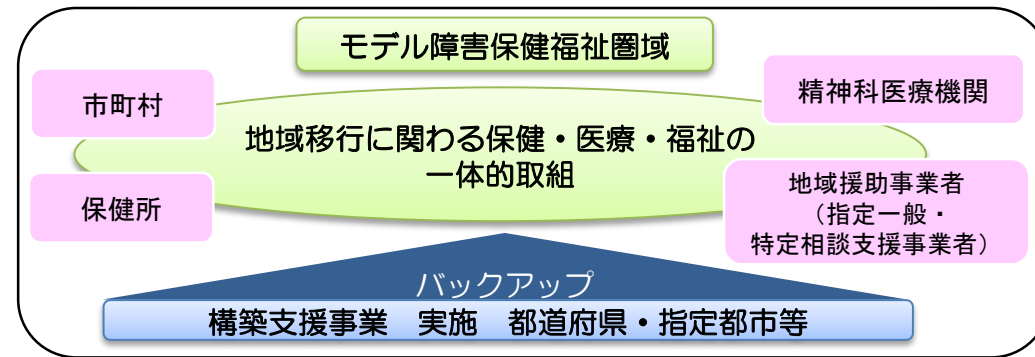
※ ①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することも可能

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（事業①）

【事業内容】（1は必須）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
3. ピアサポートの活用に係る事業
4. アウトリーチ事業
5. 入院中の精神障害者の地域移行に係る事業
6. 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
7. 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
8. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
9. 精神障害者の家族支援に係る事業
10. 普及啓発に係る事業（新規）
11. その他、包括ケアシステムの構築に資する事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業（事業②）



国（構築支援事業事務局）

- 全国会議の企画・実施、シンポジウムの開催（新規）、アドバイザー（広域・密着AD）合同研修会の開催（新規）
- 地域包括ケアシステム構築に係る手引の作成
- 地域包括ケアシステム構築状況の評価 等

バックアップ 国（アドバイザー組織）

広域アドバイザー

都道府県等密着アドバイザー

- ◆ 個別相談・支援（電話、メール）
- ◆ 現地での技術的助言
- ◆ 都道府県等研修への協力 等